

平成16年2月16日(1)

開議 10時30分

○議長 岡田義則君

おはようございます。

只今の出席議員は15名で、定足数に達しておりますから、平成16年第1回豊前市議会定例会を開会し、これより本日の会議を開きます。

日程第1 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で協議の結果、お手元に配布のとおり、本日2月16日から3月3日までの17日間にいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月3日までの17日間に決定いたしました。

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において5番宮田精一議員、9番秋成茂信議員を指名いたします。

日程第3 諸般の報告をいたします。監査委員より、平成15年11月分及び平成15年12月分までの出納例月検査の報告がありました。各報告書については、その原本を議会事務局に保管していますので、適宜、閲覧をお願いいたします。

日程第4 議案第1号から議案第34号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。議案第1号と議案第2号は中村議員、議案第3号以下は市長に求めます。はじめに中村議員、説明願います。

○4番 中村勇希君

おはようございます。

議案第1号及び2号について提案理由の説明を申し上げます。

地方自治法の一部改正に伴い、豊前市議会図書室条例及び豊前市議会政務調査費の交付に関する条例の整備をする必要があります。これが提案の理由であります。

いずれも、議会に直接関係する議案であり、議会運営委員会委員全員の提案とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

○議長 岡田義則君

次に、市長より提案理由の説明を求めます。市長。

○市長 釜井健介君

本日ここに、平成16年第1回豊前市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ご多用のところご臨席を賜り誠にありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

本議会は、平成16年度の市政運営の基本となる当初予算をはじめ、多くの重要案件に

ついて、ご審議をお願いするものでありますが、議案の説明に先立ちまして、今後の行政課題等、市政に関する私の所信の一端を申し述べ、議員並びに市民の皆様方のご理解と、一層のご協力を賜りたいと存じます。

さて、国においては、構造改革への具体的な取り組みとして、昨年6月、骨太の方針第3弾が閣議決定され、国と地方の改革の中では、三位一体の改革を推進し、地方が決定すべきことは地方が自ら決定するという、地方自治本来の姿の実現に向けた改革を行なうものとし、官から民、国から地方への考えのもと、地方の権限を大幅に拡大し、国と地方の明確な役割分担に基づいた地方分権型の新しい行政システムを構築していくとしております。

また、三位一体の改革によって達成される望ましい姿として、1つ目は、地方の一般財源の割合の引き上げ。2つ目は、地方税の充実、交付税への依存の引き下げ。3つ目が、効率的で小さな政府の実現を目指すとされております。この三位一体改革については、骨太の方針第3弾で、具体的な改革工程は出されましたが、まだ明らかにされていない部分があり、全体の枠組みは見ておりません。

今、全国知事会、全国市長会など、各方面から改革についての提言がなされておりますが、政府は、今年中に全体の枠組みを明らかにすると言われており、今後の経済情勢の動向と併せて、この改革が地方へどのような影響をもたらすのか、地方自治体が、その行方に強い関心を持っているところであります。

平成16年度は、地方行財政改革と併せ、市町村合併の2つが、今後の地方自治のあり方を大きく変えていく節目の重要な年になると考えております。このような現下の厳しい社会情勢の中、本市の現状を十分認識をし、将来のあるべき姿をしっかりと見据え、方向性を見誤らないよう心新たに、私に与えられた行政課題の解決に向けて、着実に前進をしてまいる所存であります。私はこのような背景のもと、本定例会に3つの課題を提案し、議員並びに市民の皆様のご意見、ご提言を賜りたいと存じます。

1つ目は、市町村合併についてであります。平成17年度は、もう目前であります。この1年間で、50年続いた豊前市の命運を決める重要な1年となります。豊築は1つを目指す22団体の皆さんと固く手を握り、腕を組んで力強く進んでいく決意であります。今回の合併は豊前・築上であり、合併可能な自治体と法定協を設立していくことでもあります。その第1段階は、椎田町、築城町との合併であります。築上東部につきましては、ぎりぎりまで努力をしていくつもりであります。窓口は開けておきます。

1つの自治体が、他の自治体と一緒にすることは、決して簡単なことではありません。1500から2000項目もの検討・調整事項があり、大変な努力が必要となりますが、何よりも大切なことは、お互いの信頼関係であります。是非、議員の皆様のご協力をお願いいたします。

2つ目は、企業誘致及び人口増対策についてであります。ダイハツ車体、中津の操業は

本年10月の予定であります。関連企業誘致は3月までが正念場であります。豊前東部工業団地をはじめ、市内で立地可能な用地を、全てこの関連企業誘致のために全力をあげてまいる所存であります。

今、福岡県の方針として、宮田町のトヨタ、荻田町の日産、大分県中津市のダイハツをトライアングルとする自動車100万台拠点の体制を整えております。その福岡県の呼びかけの先頭に我が豊前市がおります。県も全力投球、市も全力投球であります。立地条件のよさを生かし、多くの企業を誘致し、未来輝く豊の国チャームングゾーンを作ってまいります。その中心が豊前・築上であります。加えて、圃場整備や新高校建設で生み出した土地を住宅用地などとして整備しながら、人口増につなげてまいります。議員の皆様の活発なご意見とご提言を賜りたいと存じます。

3つ目は、明るい課題の提供、未来を照らす提言を引き続き行なってまいります。昨年は、豊前市美術展をはじめ開催いたしました。ダイエー選手の自主トレーニングは、スーパースターの来訪で話題をまきました。本年も続けていきたいと思っております。

また、農家民宿グリーンツーリズムの可能性の追求、商店街振興のため豊前グルメの街づくり、若者の就職を支援する雇用促進協議会のより一層の充実を図ってまいります。現下の厳しい社会経済情勢の中では、箱物、ハード行政より、アイデアを生かすソフト行政が求められております。当市を、今以上に投資効果と魅力のあるまちに浮揚できるよう、評判のよくなる施策を進めてまいります。

以上3点について申し上げました。豊前市の明日を決める平成16年度の今の今、意を強くし確信を持って表明させて頂きました。

次に、本年度事業の重要政策について申し上げます。はじめに、福祉施策についてであります。昨年より建設中のちづか保育園も竣工の運びとなり、保育環境の整備、充実とともに、公立保育園としては、九州管内において初めての直営病後児保育に取り組み、ボランティア精神を発揮してまいります。また、地方分権と少子・高齢化社会の進行とともに地方自治体の福祉行政に果たす役割が重要になり、期待も大きくなっております。

高齢者や障害者の自立と社会参加の促進を図りながら、住民福祉の向上のため、内容の充実・強化に努めてまいります。

本年は、17年度全国ネンリンピックのリハーサル大会と、福岡県ネンリンピックスポーツ文化祭を併せて開催されます。来年の本大会の成功へ向け、全力をあげて準備を進めてまいります。

次に、農業の基盤整備についてであります。農業の近代化・効率化のための基盤整備、合理化を図るための機械利用組合、安定した農業経営を目指した高収益型農業の支援など引き続き実施し、内容の充実を図るとともに、水田の有効利用や地域農業の振興に資するための水田利活用緊急支援事業に取り組んでまいります。

また、林業につきましても、広域基幹林道豊築松尾線の延長と、作業道立岩線を延長し、

第2 豊築線への接続を図り、林道網の整備と林業の効率化・省力化を進めてまいります。

商工業の推進と企業誘致についてであります。大型店舗の郊外進出により、中心市街地の空洞化が進行する中で、地元商店街の活力の低下をいかに回復をしていくかが重要な課題であります。都市基盤整備と併せて、TMO構想の具現化、地元商店連盟の自立的意識の改革と、意欲の喚起を積極的に推進していきます。

企業誘致につきましては、昨年来、誘致活動を積極的に進めてまいりました結果、本年度中には、東部工業団地を満杯とし、また、能徳工業団地には、ダイハツ関連企業も進出の予定であります。厳しい経済状況の中で、地元への企業進出は雇用の拡大、人口増、財政面などへの幅広い波及効果につながり、地域経済の活性化と、地場産業の活力回復を期待しているところであります。今後も、残された立地可能な用地への誘致活動を更に積極的に進めてまいります。

次に、都市基盤整備であります。赤熊南土地区画整理地内に、本年は青豊高校の建設が着工されます。併せて区画整理事業もピークを迎えることとなります。豊築の中心都市として魅力ある街づくり、都市基盤整備に引き続き努力をしてまいります。

また、高校跡地利用については審議会を設立し、跡地の有効利用について、広く市民の皆様の意見を聞いてまいります。

住宅政策であります。厳しい財政状況により、上町団地の建替えを延期いたしておりましたが、17年度からの建替えに向けて、本年より一部解体に着手してまいります。

また、圃場整備事業で創出しております住宅用地のうち、薬師寺の土地について、2カ年計画で分譲用地として整備をしてまいります。

豊前市バスの運行につきましては、市民の皆様の要望や意見を聞きながら、路線の延長、ダイヤ改正などを行い、今日まで順調に運行いたしております。本年度から、宇島駅前の乗り入れと、三毛門地域への路線の延長、それに伴いバス2台を購入し、市民の足としての利便性の向上に更に努めてまいります。

公共下水道も、中心地域は順調に事業が進捗し、現在、周辺地域へと延長しておりますが、併せて加入者の促進に積極的に取り組みながら、公共下水道事業特別会計の健全化に努め、予定区内の事業を着実に推進してまいります。

教育についてであります。教育環境の整備・充実につきましては、IT教育の環境整備につきまして、校内LANの設置が、今後の課題として残されておりますが、一定の整備が終わりました。本年度から、普通教室への空調整備の設置を中学校から順次進め、快適な学習環境による学習意欲の向上と、学習成果に期待をし、教育環境の整備に努めてまいります。また、従来の総合学習の充実や、教育条件の整備など引き続き進めてまいります。

社会教育であります。山田公民館の17年度建設に向けて、本年度は、設計と建設予定地の整備、既存施設の一部解体に着手してまいります。また、昨年、好評を得ました豊前市美術展をはじめ、求菩提山の保存整備計画など引き続き進めてまいりますとともに、

本年度から、総合型地域スポーツクラブ活動支援事業が、国の補助金からかわって、スポーツ振興くじ助成金により運営することになります。今後の自主・自立による運営の第1歩となります。週休2日制の受け皿としての役割と期待に応えられるよう、指導者の育成と組織の充実・強化に努めてまいります。

最後に、行財政改革であります。平成16年度の国・地方併せての累積赤字は719兆円が見込まれ、更に悪化の傾向にあります。国・地方ともに危機的状況にある財政を立て直すために、政府は、地方分権と併せて交付税制度の見直しを含めた三位一体改革を強力に推進することにしております。この改革は、地方行財政運営にも大きな影響を与えております。都市基盤整備、高齢化社会を迎えての福祉の充実、教育環境の整備など、重点課題に取り組んでまいります。財政運営は一段と厳しさを増してくることは避けられない状況であります。財政の効率化・健全化とのバランスを、いかに調整していくかが大きな課題であります。過去、数度の行政改革の答申を受け、学校の統廃合、保育園の民営化などを実施してまいりましたが、本年度も調整手当の引き下げを引き続き実施する方向で、関係団体と協議をいたします。

合併問題の結論を目前にした現在、受益と負担の見直しを含めた更なる行財政改革を実施し、地方分権型の新しい簡素で効率的な地方行財政制度を構築しながら、自立と責任の持てる地方自治を目指し、市民の皆様の期待に応えてまいりたいと存じます。

それでは、議案の順序により、ご説明を申し上げます。

議案第3号は、豊前市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、関係規定を整備するための案件であります。

議案第4号は、豊前市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。行財政改革の一環として経費削減のため、議員の出張旅費について旅費の一部を廃止するための案件であります。

議案第5号は、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。行財政改革の一環として経費削減のため、特別職の職員で非常勤のもの出張について、旅費の一部を廃止するための案件であります。

議案第6号は、豊前市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。行財政改革の一環として経費削減のため、職員等の出張について旅費の一部を廃止するための案件であります。

議案第7号は、豊前市バス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。民間バス路線が廃止されるために、豊前市バス事業を拡張し、住民の交通手段の確保を図り、公共福祉の増進に資するため、豊前市内の運行をするための案件であります。

議案第8号は、豊前市民体育館の設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例

の制定についてであります。感染症の患者または精神に異状があると認められるものに対する入館制限を廃止するための案件であります。

議案第9号は、豊前共同福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。豊前共同福祉施設は、雇用促進事業団から市に譲渡されるため、市民に分かりやすい名称に変更するための案件であります。

議案第10号は、豊前勤労者体育センターの設置及び管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。豊前勤労者体育センターが、雇用促進事業団から市に譲渡されるため、市民に分かりやすい名称に変更するための案件であります。

議案第11号は、豊前市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方自治法の一部改正に伴い、関係規定を整備するための案件であります。

議案第12号は、豊前市東部地区工業用水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方自治法の一部改正に伴い、関係規定を整備するための案件であります。

議案第13号は、豊前市企業立地促進条例の制定についてであります。本市において、事業所等の新設を行なう者に対し、必要な奨励措置を行なうことで企業立地を促進し、地域産業の振興と雇用機会の創出を図り、市勢発展に寄与することを目的とした事項について、条例で定めるための案件であります。

議案第14号は、豊前市企業等設置奨励条例を廃止する条例の制定であります。企業立地を促進するための新たな奨励措置を行なう条例を整備することに伴い、従来の奨励措置を廃止するための案件であります。

議案第15号は、字の区域の変更についてであります。土地改良法第85条第1項の規定による豊前市合河東部第2地区の土地改良事業の実施に伴い、字区域の変更が必要なため、地方自治法第260条第1項の規定により、市議会の議決を求めるための案件であります。

議案第16号は、字の区域の変更についてであります。土地改良法第85条第1項の規定による豊前市合河東部第2地区の土地改良事業の実施に伴い、字区域の変更が必要なため、地方自治法第260条第1項の規定により、市議会の議決を求めるための案件であります。

議案第17号は、豊前市道路線の廃止及び認定についてであります。道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定に基づき、市道路線を認定及び廃止するにあたり、同法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、市議会の議決を求める案件であります。

議案第18号は、平成15年度豊前市一般会計補正予算第4号であります。今回の補正につきましては、本年度決算見込み及び国の補正に基づいて所要の措置をいたしたところであります。このことによる補正額は、1億1262万9000円の減額補正

で、補正後の予算総額は、114億4130万3000円であります。

歳出の目的別補正の概要について、ご説明申し上げます。

1款議会費に、人事院勧告に伴う給与関係費632万円の減額であります。

2款総務費に、1億1077万7000円の補正であります。その主なものは、退職手当基金に1億2000万円の積立、バス事業特別会計繰出金に700万円を補正し、人事院勧告に伴う給与関係費1088万7000円、賦課徴収費124万8000円、衆議院議員選挙費168万円の減額補正であります。

3款民生費は、9993万1000円の減額補正であります。その主なものは、私立保育所措置児童数増による運営費を、1476万3000円を補正し、人事院勧告による給与関係費1720万8000円、国民健康保険事業特別会計繰出金2621万2000円、重度障害者医療費1680万円、母子医療費2490万円の減額補正であります。

4款衛生費は、7088万9000円の補正であります。その主なものは、豊前市水道事業会計補助金に、9089万6000円を補正し、人事院勧告に伴う給与関係費、663万2000円、塵芥処理費878万9000円の減額補正であります。

5款労働費は、337万1000円の減額補正であります。その主なものは、専修学校等技能取得貸付金230万円の減額補正であります。

6款農林水産業費は、5572万4000円の減額補正であります。その主なものは、広域農道整備事業費に、403万3000円、県営中山間地域総合整備事業負担金565万1000円補正し、人事院勧告に伴う給与関係費1462万9000円、圃場整備に伴う角田中部地区実施計画策定業務委託料1163万円、県営農村活性化住環境整備事業費負担金1326万2000円、県営ため池整備事業負担金400万円、広域基幹林道豊築松尾線開設事業費413万1000円の減額補正であります。

7款商工費に、1042万4000円の補正であります。その主なものは、人事院勧告に伴う給与関係費と、職員の異動による人件費864万2000円を補正し、中心市街地活性化事業補助金500万円の減額補正であります。

8款土木費は、3847万5000円の減額補正であります。その主なものは、人事院勧告に伴う給与関係費977万7000円、街路事業負担金1511万3000円、公共下水道事業特別会計繰出金1313万3000円の減額補正であります。

10款教育費に、3453万7000円の減額補正であります。その主なものは、人事院勧告に伴う給与関係費475万5000円、小中学校教育振興費268万5000円、山田公民館基本設計委託料210万円、文化財保護費を2100万円減額し、総合文化施設整備基金に、109万円を積立していたところであります。

11款災害復旧費は、1748万円の減額補正で、本年は災害が少なかったことによるものであります。

12款公債費は、4888万1000円の減額で、長期債償還元利4488万1000

円の減、一次借入金利子400万円の減額であります。この減額補正予算に必要な財源は地方交付税、国の補正による国庫支出金、財政調整基金の繰入金減額などにより措置したところであります。

次に、特別会計について申し上げます。

議案第19号は、平成15年度豊前市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号であります。今回の補正は、人事院勧告に伴う給与関係費302万円の減額と、嘱託賃金319万2000円の減額であります。

議案第20号は、平成15年度豊前市公共下水道事業特別会計補正予算第2号であります。今回の補正の主なものは、人事院勧告に伴う給与関係費848万3000円、業務委託料300万円の減額補正であります。

議案第21号は、平成15年度豊前市バス事業特別会計補正予算第2号であります。今回の補正は、バス事業債850万円の減額に伴う補正であります。

議案第22号は、平成15年度豊前市水道事業会計補正予算第2号であります。水道会計予算第3条の収益的収入及び支出の予算額は、収益で9089万6000円で、一般会計からの補助金であります。

議案第23号は、平成15年度豊前市東部地区工業用水道事業会計補正予算第1号についてであります。当年度の予定量は、給水事業所数1社、年間総給水量15万7380³m³でしたが、企業の事業計画の変更により、年間総給水量が11万3460³m³となりました。これにより、第3条予算の収益的収入及び支出の予定額は、収益では、使用水量の減による使用料金の減、また、施設整備の縮小等により、消費税還付金の減により、203万4000円から636万6000円に補正をし、支出は723万6000円から515万4000円に補正をいたしました。第4条予算の資本的収入及び支出の予定額は、収益では、施設整備の減及び事業費の変更により、3億397万円から5960万2000円に補正をし、支出は3億397万円から5960万2000円に補正をいたしました。

議案第24号は、平成16年度豊前市一般会計予算であります。その概要について、ご説明申し上げます。

政府は、16年度の予算編成に当たりましては、これまでの改革断行予算という基本路線を継続しながら、構造改革を一層推進し、活力ある経済社会と持続的な財政構造を図るため、歳出全般にわたる徹底的な見直しを行い、歳出改革を行なうとしております。

この基本方針のもと、地方財政計画の規模も、前年度比1.8%の減額で、3年連続してマイナスとなっております。平成16年度は、地方税財政改革元年と言われております。税源移譲の具体的な内容、交付税制度の改革など、不透明な部分と景気回復への期待感はあるものの、税収の伸びは期待できないなど、地方財政を取り巻く社会経済情勢は依然として厳しい中での予算編成を行なっているところでもあります。

殊に、本年は減税補てん債の一括償還と併せ、赤熊南区画整理事業が集中するなどの特

別な事情により、一段と厳しさを増す財政状況ではありますが、対前年度比5.3%増の予算編成を行なったところであります。

歳入につきましては、三位一体改革で、平成16年度は、国庫補助負担金が1兆300億円程度一般財源化される中で、所得譲与税、配当割交付金、株式等譲渡割交付金など、税源移譲される部分もありますが、一方、主要財源の地方交付税におきましては6.5%、臨時財政対策債28.6%の減額になるなど、特別会計借入金を減額しつつ、地方交付税の総額を減額したのは、交付税50年の歴史上、はじめてと言われております。三位一体による改革推進の流れの中で、地方財政を取り巻く財政状況は極めて厳しい社会情勢にあります。

また、主要な自主財源であります市税は、たばこ税については、昨年値上げされましたけれども、健康増進法の制定などマイナス要因などあり、消費は減少傾向にあります。固定資産税につきましては、評価替えの翌年度にあたり伸びが見込まれ、法人市民税についても景気の変動を敏感に反映するなど、不安定要素がありますが、長引く景気低迷から緩やかな回復へと次第に向かっていくことに期待しております。このようなことから、市税につきましては、対前年度比0.8%増といたしたところであります。

一方、歳出におきましては、加速する少子・高齢化社会への対応、下水道事業をはじめとする都市基盤整備、教育環境の整備、人口増対策、中心市街地の整備、電子自治体への構築などの行政需要が求められておりますが、三位一体改革の流れの中で厳しさを増す財政状況により、極力抑制したところであります。投資的経費につきましては、厳しい財政状況を考慮して延期いたしておりました上町団地建替計画を、17年度建設に向けて準備いたすとともに、八屋・求菩提線道路改良事業、赤熊南土地区画整理事業、四郎丸・野田線道路改良事業などの継続事業をはじめ、新規事業として、薬師寺の住宅用地造成事業、中学校の空調設備などを措置いたしたところであります。このことによる一般会計予算の総額は116億8410万円で、対前年度比5億8420万円、5.3%の増となっております。

この歳入予算は、歳出予算措置に伴う国・県支出金及び市債などの特定財源のほか、一般財源として、市税、地方交付税などを予算措置したところであります。

次に、歳出予算の目的別について概略を申し上げます。

1款議会費の予算額は、1億4239万8000円、対前年度比5.2%の増で、その主なものは、議員の欠員補充によるものであります。

2款総務費の予算額は、11億5585万8000円で、対前年度比4.6%の増であります。その主なものは、北九州エアターミナルビルへの出資金、市民会館空調施設改修費、固定資産評価替鑑定委託料、参議院議員通常選挙費などに要する経費であります。

3款民生費の予算額は、38億8739万7000円で、対前年度比2.3%の増であります。その主なものは、介護保険広域連合負担金、児童手当支給年齢の引き上げによる

扶助費、病後児保育事業の新設、生活保護受給者増による扶助費の増などによるものであります。

4款衛生費の予算額は、7億9154万円で、対前年度比6.2%の増であります。主なものは、清掃施設組合負担金の増によるものであります。

5款労働費の予算額は、4405万5000円で、対前年度比4.6%の減であります。その主なものは、専修学校等技能修得者の希望者減並びに物件費の減によるものであります。

6款農林水産業費の予算額は、5億3502万8000円で、対前年度比20.6%の減であります。その主なものは、競争力ある土地利用型農業育成事業費、中山間地域総合整備事業費、豊築松尾線開設事業費、農業集落排水事業特別会計繰出金など増の部分もありますが、資源循環型農業推進条件整備事業補助金の廃止、圃場整備事業負担金、活力ある高収益型園芸産地育成事業費、広域農道整備事業負担金、間伐等整備促進緊急条件整備事業費などの減によるものであります。

7款商工費の予算額は、2億5922万3000円で、対前年度比12.6%の減であります。その主なものは、東部工業団地企業立地促進交付金、東部地区工業用水事業会計補助金減によるものであります。

8款土木費の予算額は、15億6008万4000円で、対前年度比8.6%の増であります。その主なものは、土木管理費、単独事業費、公共下水道事業特別会計繰出金などの減額部分もありますが、八屋・求菩提線道路改良事業、上町団地建替事業費、街路事業費、赤熊南区画整理事業費が、ピークを迎えることなどによる増によるものであります。

9款消防費の予算額は、4億6572万4000円で、対前年度比1.2%の減であります。その主なものは、京築広域圏消防負担金の減によるものであります。

10款教育費の予算額は、8億9819万5000円で、対前年度比3.5%の増であります。その主なものは、人件費の減の部分もありますが、中学校空調設備費、16年度国民文化祭実行委員会負担金、山田地区学習等共用施設建設土地の造成費、文化財保護費、求菩提山史跡整備事業費の増などによるものであります。

11款災害復旧費の予算額は、1720万4000円で、対前年度比10.4%の減、その主なものは、台風被害対策事業の終了によるものであります。

12款公債費の予算額は、19億939万4000円で、対前年度比28.6%の増で減税補てん債の一括償還によるものであります。

14款予備費の予算額は、1500万円で前年度と同額であります。

次に、性質別経費の主なものについて申し上げます。

人件費の予算額は、約21億5442万2000円で、歳出構成比18.4%、対前年度比1.5%の増であります。物件費の予算額は、約11億1447万2000円で、歳出構成比9.5%、対前年度5.2%の減であります。

扶助費の予算額は、23億7321万7000円で、歳出構成比20.3%、対前年度比6.2%の増であります。

補助費等の予算額は、約12億9846万2000円で、歳出構成比11.1%、対前年度2.3%の減であります。

普通建設事業費の予算額は、約13億5248万4000円で、歳出構成比11.6%、対前年度6.6%の増であります。

以上、歳入・歳出予算の概要と目的別、性質別経費についてご説明申し上げましたが、各細目別につきましては、それぞれ関係委員会において、ご審議をお願いいたします。

次に、特別会計について、ご説明申し上げます。

議案第25号は、平成16年度豊前市国民健康保険事業特別会計予算であります。

予算額は31億653万8000円で、対前年度1953万7000円、0.6%の減で、これは保険給付費及び老人保健拠出金が主なものであります。

議案第26号は、平成16年度豊前市老人保健特別会計予算であります。

予算額は45億5085万5000円で、対前年度4億6829万6000円、9.3%の減で、これは医療給付費の減によるものであります。

議案第27号は、平成16年度豊前市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算であります。予算額は2645万7000円で、対前年度27万3000円、1%の減であります。

議案第28号は、平成16年度豊前市農業集落排水施設事業特別会計予算であります。予算額は3494万2000円で、対前年度362万3000円、11.6%の増であります。これは主に長期債償還元利金の増によるものであります。

議案第29号は、平成16年度豊前市公共下水道事業特別会計予算であります。予算額は7億4691万2000円で、対前年度5602万7000円、7%の減であります。その主なものは、管渠建設工事費の減によるものであります。

議案第30号は、平成16年度豊前市公共用地先行取得事業特別会計予算であります。予算額は1000万円で、前年度と同額であります。

議案第31号は、平成16年度豊前市営駐車場事業特別会計予算であります。予算額は900万円で、前年度と同額であります。これは、宇島駅、三毛門駅駐車場の維持管理に要する経費と、一般会計への繰出金であります。

議案第32号は、平成16年度豊前市バス事業特別会計予算であります。予算額は3484万6000円で、対前年度592万7000円、20.5%の増で、その主なものはバス運転手賃金の増によるものであります。

議案第33号は、平成16年度豊前市水道事業会計予算についてであります。当年度の業務予定量は、給水件数6459件、年間総配水量205万1000m³、1日平均配水量5619万m³の予定であります。第3条予算の収益的収入及び支出の予定額は、収益4億6216万4000円で、その主なものは、営業収益4億4932万6000円、

営業外収益1283万7000円であります。支出の費用は、5億5864万4000円で、その内訳は、営業費用5億1339万5000円、営業外費用4474万7000円、その他費用50万2000円を予定しており、実質損失9648万円となっております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出では、収入3億404万7000円で、その主なものは、企業債2億1592万円、出資金1430万円、国庫補助金1431万6000円、工事負担金5951万円等を見込んでおります。支出につきましては、4億869万5000円で、その内訳は、建設改良に1億848万5000円、第8期拡張費に2億1885万円、企業債償還金に8136万円を予定しております。収入額が支出額に対する不足額1億464万8000円は、過年度分損益勘定留保資金、過年度分消費税資本的収支調整額及び当年分消費税調整額で補填するものであります。

議案第34号は、平成16年度豊前市東部地区工業用水道事業会計予算であります。当年度の業務予定量は、給水事業所数1社、年間総給水量11万5980m³、1日平均給水量317万m³の予定であります。第3条予算の収益的収入及び支出の予定額は、収益1105万1000円で、その主なものは、営業収益548万1000円、営業外収益557万円であります。支出の費用は819万9000円で、その内訳は、営業費用719万4000円、営業外費用90万9000円、予備費として10万円を予定しており、実質利益は285万2000円となっております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出では、収入6701万7000円、その主なものは、企業債6350万円、補助金351万7000円を見込んでおります。支出につきましては6701万7000円で、その内訳は、送水ポンプ場等の施設整備費として、建設改良費6701万7000円を予定しております。

以上、提出議案の概要について、ご説明を申し上げましたが、いずれの議案も市政運営上、緊急かつ必要な案件でありますので、議員各位には慎重にご審議の上、速やかにご議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長 岡田義則君

説明は終わりました。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

2月23日及び2月24日の本会議において、一般事務に関する質問を行ないます。なお、議案に対する質疑は2月24日のみといたします。一般質問及び質疑のある方は、本日午後5時までに発言通告書を提出されるようお願い申し上げます。

発言の順序は、発言通告書提出の順序といたします。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 11時25分